

令和5年3月1日

浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン （マスク着用の取扱いについて）

全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について」（令和5年2月10日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）におけるマスク着用の考え方を見直しを受け、浴場業（公衆浴場）におけるマスク着用の取扱いについては、「浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和4年12月2日最終改訂）に関わらず、本書によるものとする。本書に基づくマスク着用の取扱いについては、令和5年3月13日から適用するものとする。

「マスクの着用」の考え方の適用に当たっては、以下の点に留意する。

- ① マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重される。
- ② 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ③ 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子供のマスクの着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子供の体調に十分注意する必要がある。

なお、「マスクの着用」の考え方の適用後であっても、基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行について呼びかけることとする。

以上